

とちぎ未来技術フォーラム会則

(名称)

第1条 本組織は、「とちぎ未来技術フォーラム」(以下「フォーラム」という。)と称する。

(目的)

第2条 フォーラムは、ものづくり企業の成長を加速させる「未来3技術」(AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材)について、新技術・新製品の開発や戦略3産業等への活用を促進することにより、本県産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員間の相互交流、情報交換等によるネットワーク形成
- (2) 企業、大学、産業支援機関等との連携による人材の育成・確保
- (3) 技術の高度化等に向けた研究開発の促進
- (4) 技術の活用促進のための販路開拓支援
- (5) その他、フォーラムの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 会員は、次のものにより構成する。

- (1) 栃木県内の未来3技術関連企業及びこれから未来3技術に関わろうとする企業
- (2) 栃木県の未来3技術の活用等に協力しようとする大学等高等教育機関、金融機関、行政機関、産業支援機関等

(入会及び退会)

第5条 入会を希望するものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。

(役員等)

第6条 フォーラムに会長を置く。

- 2 会長は、幹事会の会長が兼ねるものとする。
- 3 会長は、フォーラムを代表し、会務を総括する。
- 4 会長に職務執行上の支障が生じたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。

(幹事会の組織)

第7条 フォーラムに幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長及び幹事で構成する。
- 3 幹事会の会長及び幹事は、会員の中から選任する。
- 4 幹事会の招集及び運営は、会長又は会長が指名した者が行う。

(任期)

第8条 会長及び幹事の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された会長及び幹事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 会長及び幹事は再任することができる。

(幹事会の所管事項)

第9条 幹事会は、フォーラムの事業及び運営に関する次の事柄について審議、決定する。

- (1) 会則の改廃
 - (2) 事業計画及び事業報告の承認
 - (3) その他、フォーラムの事業運営に関する重要事項
- 2 幹事会は、幹事の過半数（委任状を提出した上で欠席の場合を含む）により成立する。
- 3 幹事会の議事は、出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第10条 フォーラムの円滑な事業推進のため、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) AI・IoT・ロボット技術部会
 - (2) 光学技術部会
 - (3) 環境・新素材技術部会
- 2 前項に掲げるもののほか、必要に応じて会長が設置することができる。

(顧問等)

第11条 フォーラムの事業等に関して助言を得るため、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

- 2 前項に掲げる職については、必要に応じて会長が選任する。

(事務局)

第12条 フォーラムの事務局は、栃木県産業労働観光部工業振興課に置く。

(事業年度)

第13条 フォーラムの事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第14条 会費は無料とする。ただし、事業の実施に伴う参加負担金等は徴収する。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、フォーラムの運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和3年5月18日から施行する。